

○北開局開整第47号

北海道開発局就業体験実習実施要領を次のように定める。

令和6年3月28日

北海道開発局長 柿崎恒美

北海道開発局就業体験実習実施要領

(趣旨)

第1条 この通達は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学及び高等専門学校（大学院及び短期大学を含む。）並びに高等学校及び専門学校（以下「教育機関」という。）において修学する学生及び生徒（以下「学生等」という。）を対象として、北海道開発局において行う就業体験実習（以下「実習」といい、実習を行う学生等を「実習生」という。）について、実習実施機関、実習の期間、実習生の資格要件、募集方法、サービス、その他必要な事項を定める。

(実習の目的)

第2条 実習は、教育機関の要請等により、北海道開発局において学生等に就業体験を行わせることによって学生等の学習意欲を喚起し高い職業意識を育成するとともに、北海道開発局行政に対する理解を深めさせることを目的とする。

(実習実施機関)

第3条 実習の実施機関は、本局及び開発建設部（以下「実習実施機関」という。）とする。

(実習の期間)

第4条 実習の期間は開発監理部次長（計画）が、実習実施機関における受入れの可否等を把握した上で決定する。

(実習生の資格要件)

第5条 実習生は、教育機関の学生等であって、教育機関が意欲、成績、人物、素行等に優れ、サービス規律等を遵守することが確実であるとして推薦した者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は、原則として実習生となることができない。

- (1) 日本国籍を有さない者
- (2) 正当な事由なくして教育機関を休学している者

(実習生の募集、決定等)

第6条 実習生の募集、決定等については、次のとおりとする。

- (1) 開発監理部次長（計画）は、インターネット、文書等を通じて実習生を募集する。
- (2) 実習希望者は、教育機関の就職担当部局等に申し出るものとする。
- (3) 教育機関の就職担当部局等は、実習に参加させる者として推薦する学生等を取りまとめ、開発監理部次長（計画）に提出するものとする。
- (4) 開発監理部次長（計画）は、前号の推薦に基づき、受け入れる実習生を選考、決定し教育機関及び実習実施機関に通知するものとする。
- (5) 実習生の受入れに当たっては、教育機関と北海道開発局との間で実習期間中における遵守事項等を記載した覚書（別紙様式第1号）もしくはそれに類する協定書等を締結するものとする。
- (6) 実習生は、「北海道開発局就業体験実習に関する覚書」の締結をもって、サービス規律の遵守にかかる事項に誓約したものとする。誓約書（別紙様式第2号）の提出は任意

とする。

(実習の実施方法等)

第7条 実習の実施方法等は、次のとおりとする。

- (1) 国家公務員法第100条に基づき、実習の内容は行政上漏洩すると重大な影響を与える情報等秘匿性の高い情報(以下「秘密情報」という。)を扱うものとなってはならない。また、秘密情報に接し得る状況に実習生をおいてはならない。
- (2) 実習実施機関の長は、実習に当たり、所属する職員の中から指導員を指名し、実習生の指導及び助言を行わせるものとする。
- (3) 実習生は、実習期間終了の後、実習内容に関する報告書を作成し、開発監理部次長(計画)に提出するものとする。

(実習生の服務)

第8条 実習生の服務等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 実習生は、実習期間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- (2) 実習期間中、実習生は国家公務員としての身分は保有しないが、実習期間中における服務については、原則として国土交通省の職員の服務に準ずるものとし、国家公務員が遵守すべき法令を遵守するとともに、指導員の指導、指示等に従い実習に専念し、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為を行ってはならない。
- (3) 実習生が実習を行う時間は、国土交通省職員の勤務時間・休暇等に関する訓令(平成13年国土交通省令第52号)第6条及び北海道開発局職員の勤務時間、休暇等に関する事務処理要領(平成22年3月26日北開局職第367号)第6条第2項に規定する勤務時間によるものとする。ただし、実習実施機関の長が必要と認める場合においては実習生の合意のもと、上記の時間以外において実習を行えるものとする。
- (4) 実習生は、実習を通じて知り得た情報(公開されているものを除く。)を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
- (5) 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、あらかじめ、実習実施機関の長の承諾を得なければならない。
- (6) 実習生の欠務は原則これを認めないこととし、実習生は、病気、災害その他やむを得ない事由により実習を受けることができない場合には、あらかじめ、指導員にその旨連絡しなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ連絡できない場合は、事後において速やかに指導員にその旨連絡しなければならない。
- (7) 実習生としてふさわしくない行為があった場合は、実習実施機関の長は、実習を打ち切ることができるものとする。この場合において、速やかに教育機関及び開発監理部次長(計画)にその旨通知するものとする。
- (8) 実習生の懲戒、賠償等に関する最終的な責任は、教育機関で負うものとする。

(実習に係る費用負担)

第9条 実習生の実習のために要する一切の費用は、実習生又は教育機関の負担とする。

(実習中の事故等に伴う災害補償)

第10条 実習中の事故等に伴う災害補償については、次のとおりとする。

- (1) 教育機関又は実習生は、原則として実習前に学生教育研究災害傷害保険、インターンシップ等賠償責任保険その他の保険（以下「保険」という。）に加入しなければならない。
- (2) 実習生が、実習期間中、実習による災害及び通勤に際しての災害については、実習生が加入する保険をもって充てるほか、教育機関が必要な手続きを行い、誠意を持って問題の解決にあたるものとする。
- (3) 実習生が、北海道開発局又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、保険等により補償する。

2 前項に規定する保険に関し必要な手続は、教育機関が行うものとする。

（雑則）

第 11 条 この通達に定めるもののほか、実習に関し必要な事項については、開発監理部次長（計画）が定める。

附 則

（施行期日）

1 この通達は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（通達の廃止）

2 北海道開発局就業体験実習実施要領（平成 21 年 5 月 18 日北開局技管第 32 号）は、廃止する。

北海道開発局就業体験実習に関する覚書

北海道開発局開発監理部次長（計画）（以下「甲」という。）と〇〇大学〇〇長等（統括責任者等）（以下「乙」という。）は、北海道開発局就業体験実習実施要領（令和6年3月28日北開局開整第47号。以下「要領」という）第6条第5号の規定に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、別記「北海道開発局実習生名簿」に記載されている乙所属の学生等（以下「実習生」という。）が北海道開発局において就業体験実習を行うに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（実習実施に係る基本的役割等）

第2条 甲は、実習生を受け入れ、実習に当たり、実習生に対し必要な指導及び助言を行うものとする。

2 乙は、実習生に対し、要領及び本覚書に定める事項を周知するとともに、円滑な実習を進めるため必要な指導及び監督を行うものとする。

（実習中における服務規律・遵守事項等）

第3条 乙は、実習生に対し、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めさせなければならない。

2 乙は、実習生に対し、実習期間中、国家公務員が遵守すべき法令を遵守させるとともに、指導員の指導、指示等に従い実習に専念させ、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為を行わせてはならない。

3 実習生が実習を行う時間は、北海道開発局の職員に適用されている勤務時間によるものとする。

4 乙及び実習生は、実習を通じて知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

5 実習生が実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、あらかじめ、実習実施機関の長の承諾を得なければならない。

6 乙は、実習終了後1か月以内に、実習生に対し実習内容に関する報告書（A4判3枚程度）を作成させ、乙を経由して甲に提出すること。

7 実習生の欠務は原則これを認めないこととし、実習生は、病気、災害その他やむを得ない事由により実習を受けることができない場合には、あらかじめ、指導員にその旨連絡しなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ連絡することができない場合は、事後において速やかに指導員にその旨連絡しなければならない。

8 実習生としてふさわしくない行為があった場合は、実習実施機関の長は、実習を打ち切ることができるものとする。実習を打ち切った場合は、速やかに乙にその旨通知することとする。

9 実習生の懲戒、賠償等に関する最終的な責任は、乙が負うものとする。

10 乙は、前項までに規定する実習期間中の服務規律の遵守について、実習生と誓約書等により確認すること。なお、誓約書等の提出は、任意とする。

(費用負担)

第4条 実習生が実習のために要する一切の費用は、実習生又は乙の負担とする。

(事故への対応等)

第5条 実習生又は乙は、原則として、あらかじめ学生教育研究災害傷害保険、インターンシップ等賠償責任保険その他の保険（以下「保険」という。）に加入しなければならない。

2 実習期間中の災害及び通勤に際しての災害については、実習生が加入する保険をもって充てるほか、乙が必要な手続きを行い、誠意をもって問題の解決にあたるものとする。

3 実習生が北海道開発局又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、保険等により補償する。

(その他)

第6条 本覚書に定めがない事項及び本覚書に定める事項につき疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(附 則)

この覚書は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇月〇日まで効力を有する。

本覚書の締結を証するため、甲及び乙が記名しそれぞれ保管するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 国土交通省  
北海道開発局 開発監理部次長（計画） 〇〇 〇〇

乙 〇〇大学  
〇〇長等（統括責任者等） 〇〇 〇〇

別記

北 海 道 開 発 局 実 習 生 名 簿

実習実施機関	受入課・事務所	受入開始日	受入終了日	学部・学科	氏 名

誓 約 書

北海道開発局において実習を受けるにあたり、実習生として下記のとおり誓約します。

記

- 1 実習期間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めます。
- 2 実習期間中、国家公務員が遵守すべき法令を遵守するとともに、指導員の指導、指示等に従い、実習期間中は実習に専念し、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為を行いません。
- 3 北海道開発局における実習を通じて知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏洩しません。実習終了後においても同様とします。
- 4 実習の成果として論文等を外部へ発表する場合には、あらかじめ、実習実施機関の長の承諾を受けます。
- 5 実習終了後 1 か月以内に、実習内容に関する報告書（A 4 判 3 枚程度）を作成し、教育機関を経由して北海道開発局に提出します。
- 6 病気、災害その他やむを得ない事由により実習を受けられない場合には、あらかじめ、指導員にその旨連絡します。病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ連絡できない場合は、事後速やかに指導員にその旨連絡します。
- 7 実習期間中における障害、損害等に関しては、教育機関と共に誠意をもって問題の解決にあたります。

令和 年 月 日

教育機関名 ○○大学

学生氏名 ○ ○ ○ ○